第25回 情報通信審議会電気通信事業政策部会議事録

1 日 時

平成25年7月5日(金) 16時27分~16時55分

2 場 所

総務省第1特別会議室(8階)

- 3 出席者
- (1)委員(敬称略)

山内 弘隆(部会長)、相田 仁(部会長代理)、斎藤 聖美、谷川 史郎(以上4名)

(2)総務省(総合通信基盤局)

安藤電気通信事業部長、菊池総務課長、吉田事業政策課長、

柴崎事業政策課企画官

(3) 事務局

松村情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長

4 議 題

報告事項

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の運用状況(電柱・管路等の貸 与実績)について

開 会

○山内部会長 それでは、第25回の情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催いた します。

本日は委員4名にご出席いただいております。7名中4名ですので定数は満たしております。ご報告を申し上げます。

本日の会議は公開で行います。議事に先立ちまして、このたび総務省において人事異動があったと聞いておりますので、新たに着任された方のご紹介をお願いいたします。

- ○菊池総務課長 総務課の菊池と申します。よろしくお願いいたします。
- ○山内部会長 ありがとうございました。

それではお手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。本日の 議題は1件でございます。

報告事項

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の運用状況(電柱・管路等の貸与実績)について

- ○山内部会長 本日は、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の運用状況(電柱・管路等の貸与実績)について総務省よりご報告をいただきたいと思います。それではよろしくお願いいたします。
- ○柴崎事業政策課企画官 事業政策課企画官の柴崎と申します。よろしくお願いします。 資料の25-1「『公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン』の運用状 況について」をご覧ください。

まず1ページがガイドラインの制定の経緯について、平成12年11月、IT戦略会議・IT戦略本部合同会議において、「線路敷設の円滑化について」という基本方針が取りまとめられました。これを受けまして平成13年4月1日、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」が総務省の告示として公布・施行されたところでございます。

目的といたしましては、認定電気通信事業者が光ファイバー網を整備する際、いわゆ

る公益事業者が保有します電柱・管路等の既存のネットワーク空間の提供を受けられる ことを促進するようにというものでございます。

主な内容といたしましては、電柱・管路等の貸与の基本原則を定めているほか、具体 的には申込手続、貸与をする際の拒否事由、貸与期間、貸与の対価等の具体的な取扱方 法を定めております。

また、その他の付加情報として、本ガイドラインは、適宜見直しを行ってきておりまして、過去5回見直しを行ってきております。また、見直しに先立ちまして、貸与実績等の調査を行うということでありまして、貸し手である設備保有者、また借り手である認定電気通信事業者の双方に実態調査を実施しているところでございます。

2ページをご覧ください。ただ今申し上げた実態調査を平成24年度におきましても 実施した結果でございます。

貸し手と借り手双方に調査を実施していますが、まず貸し手といたしましては電気通信事業者7社、電気事業者10社、鉄道事業者16社でございます。調査内容は、貸与の件数、あるいは事業者から調査申請及び利用申請の対応の状況、そして貸与を拒否した場合の理由等の内訳を聞いております。

また借り手側の事業者については、こちらの対象者は認定電気通信事業者であり、調 査内容は、設備の提供を受けた実績等を聞いているところでございます。

次に、3ページからは電柱・管路及び鉄塔の貸与状況の調査結果を取りまとめており、電柱の貸与状況についてお示ししたのが3ページでございます。電柱の保有総本数につきましては3,358万本ということでございまして、そのうち延べ2,774万本が貸与中ということでございます。具体的に平成24年において動きがあった数は827万本でございまして、その内訳を見ますと新規契約のものが130万本、また契約更新にあたるものが697万本ということでございます。今申し上げた内容につきましては、左下の円グラフに示しております。

また、(2) をご覧ください。こちらは電柱の利用に関する調査申請の対応状況ですが、まず電柱の利用可否について調査申請がどのくらいあったかということを示しております。56万430件の調査申請があり、その結果として貸与が不可であると回答したものが1,886件で、全体の0.3%程度です今申し上げた内容が右下の棒グラフにまとめてあります。

続きまして、管路についてご説明いたします。 4ページをご覧ください。管路の測定

単位としましてはk m数を使っておりますけれども、こちらの延べ1万6,203k m が貸与中ということでございまして、このうち平成24年中に動きがあったのが912k m ということで、新規契約が275k m、また契約更新が637k m となっております。今申し上げた内容が、この左下の貸与距離数という円グラフに表しております。

また(2)は、調査申請への対応ということでございますが、総件数が1,503件、 そして貸与不可という回答を行ったのが83件ということで、全体の5.5%となって おります。今申し上げた状況が右下のグラフに示しておりますが、内訳は、電力会社が 一番多く、通信事業者が2番目で、鉄道会社が3番目という関係になっております。

5ページをご覧ください。こちらは鉄塔の貸与状況でございまして、先ほど5回にわたるガイドラインの改正と申し上げましたけれども、直近の改正で導入されたものでして、実績については前2者と比べますと少ないところでございます。まず鉄塔の保有総本数が9万1,048本で、そのうち延べ1万2,064本が貸与中であるということでございます。平成24年中に動きがあったものが1万887本で、新規契約がそのうち315本、また契約更新が1万572本ということでございます。今申し上げた内容が、この左下の円グラフで表しております。

また(2)が、調査申請件数への対応でございます。全体として560件の調査申請があり、その中で貸与不可と回答を行ったのは24件で、全体の4.3%となっております。こちら鉄塔につきましては通信事業者のみを対象としていることから、通信事業者の数がそのままの合計数となっております。

続きまして調査申請において提供不可とされた回答の事由別の内訳ということで、6ページ(4)をご覧いただきたいと思います。こちら電柱・管路・鉄塔の別に、それぞれ貸与拒否された理由を聞いた結果をまとめております。第5号事由の「技術基準に適合しない」という項目が、貸与不可の一番の理由であったということであります。

今申し上げた拒否事由の理由を電柱・管路・鉄塔の別に詳細にまとめたものが7ページ以降にございます。電柱は第5号の技術的な問題が多いということになっております。技術基準の内容としましては、電柱の強度の不足、電柱のバランスが崩れてしまうという荷重の不平衡、電柱における通信線の離隔距離が十分にとれない、といったようなことがございます。

8ページをご覧いただきたいと思います。こちらは管路等の提供不可の理由をまとめておりますが、管路については、第1号事由の「設備に空きがない」というのが理由と

して一番多くなっております。

9ページをご覧いただきたいと思います。鉄塔の提供不可の理由でございます。こちらは比較的新しい分野ということで、件数が全体的に少ない状況です。提供不可の理由として一番多いのは第9号の「公益事業の遂行に支障がある場合」で、次に多いのが第2号の「設備保有者が使用する予定がある場合」でございます。

10ページをご覧いただきたいと思います。実態調査については、数字を調査するだけではなくて事業者の皆様から直接意見を伺っております。その意見を体系的にまとめているのがこのグラフです。

まず事業者からの意見について、これは借り手側からの意見に当たりますが、149件のコメントがございました。具体的には、手続の簡素化等にあたるもの、移転費用負担にあたるもの、調査回答期間等の問題、工事及び保守ルールについて多く意見が寄せられました。

逆に設備の保有者からの意見について、これは貸し手側からの意見でございますが、 そちらは右側の円グラフにまとめました。その中で一番多かったのは工事及び保守ルールに関するものでございました。

提出された主な意見を11ページ、12ページにまとめております。11ページにつきましては事業者、つまり借り手側からの意見でございますが、一番上に書かれておりますのは「手続の簡素化」ということで、例えば申請の添付書類を簡略化すべきであるとか、申請様式を統一化すべきであるという意見が寄せられております。これに対する総務省の考え方でございますけれども、まず総務省のガイドライン第1条第4項第4号に「効率性の原則」というものを規定しており、それに則って電柱添架のウェブ申請のシステム化をはじめ、手続の簡素化及び効率化の取り組みがなされてきていると認識しているということでございます。とはいいましても、申請書類のより一層の簡略化・統一化を図るべきとの事業者からの意見に関し、実際に事業者にどのような具体的な問題が生じているのか、現在の設備保有者の効率化の取り組みで不十分なのかといった点について、今後さらにアンケートやヒアリングを通じて実態把握に努めていく旨まとめております。

次に「調査回答期間等」でございますけれども、これは、できるだけ回答を早く通知 して欲しいという意見のことでございます。これに対する総務省の考え方としては、ま ずガイドラインの中で原則として2カ月以内に回答すべきと規定しており、これを受け まして設備保有事業者、貸し手側でございますけれども、標準実施要領というものを原 則的には定めておりまして、そのほぼ全てで調査期間は2カ月以内としているところで ございます。ガイドラインを受けて適切に対応している事業者が多いところであります が、借り手側の事業者の中で、まだこれに不満があるということでございますので、よ り当該期間の実態把握に努めていく必要があるだろうということでまとめております。

続いて、「貸与の拒否事由等」でございますけれども、こちらは、第5号の技術基準について寄せられた意見です。例えば、離隔基準を明確化にすべきであるとか、添架申請に関する拒否事由についても柔軟に対応すべきといった意見がございました。これについては、まず設備の貸し手が電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者とそれぞれ事業の本業が異なるため、それぞれが別々の基準を定めているのはやむを得ないことなのではないかと考えております。しかしながら、技術基準に適合しない場合が非常に多いという意見が多くを占めていますので、その理由をさらに詳細に分析していく必要があるとして考え方をまとめております。

続いて、借り手の最後の意見の「移転費用負担等」でございますけれども、これは貸し手の都合で設備が移転される場合などに例えば、事前予告をしっかりすべきであるとか、移転費用については設備保有者の貸し手が負担すべきであるといった意見が出ております。こちらについてもガイドラインでは、移転費用についてしっかりと設備の提供に係る契約の中で明示すべきであるということを規定しており、また貸し手である設備保有者が定める標準実施要領においてもそういった規定が設けられていると認識しているところでございます。いずれにせよ、なお書きでございますけれども、事前の通知については、一般的には遺漏なく早期に行われることが望ましいということで考え方をまとめております。

続きまして12ページは貸し手である設備保有者からの意見と総務省の考え方をまとめてあります。意見としては20件と少なかったのですが、どういったご意見が寄せられたかというと「工事及び保守ルール」ということで、借り手の事業者が行う工事完了届の提出期限を設けるべきという意見、また、そういった工事の着手届、完了届を遅滞なく確実に提出してほしいという意見がございました。これに対する総務省の考え方でございますけれども、こちらもガイドラインにおいて、工事や保守に関する標準的なルールが定められているところでありまして、設備事業者が定める標準実施要領においても、そういった原則的な規定が設けられていると認識しているところでございます。こ

うした原則に則って、当事者間でしっかり協議していただきたいとまとめております。

その他に「ガイドラインの適用対象」、「事業者のガイドラインの遵守状況」、「この実態調査の要否」ということで、こういった調査が必要なのかという意見が寄せられましたが、これに対しては、実態調査は引き続き調査を実施する旨、また、ガイドラインの遵守状況についても引き続き注視していくということで考え方をまとめています。

最後に、今申し上げた状況を踏まえまして、ガイドラインを改正するかということの 結論に当たるものでございますが、13ページをご覧いただきたいと思います。

先ほどから、データをお示ししておりましたが、設備の貸与実績については、基本的には増加傾向にあるということと、また提供不可と回答した割合につきましても、前回と比較して横ばい又は減少傾向であるという結果でございました。

また、事業者からの主な意見については、個別具体的な事案に関するものが多く、ガイドラインというよりも一義的には当事者間で協議すべき内容が多かったと認識しております。

そういったことを踏まえまして、平成25年度におきましてはガイドラインの改正を 行わず、引き続き設備貸与の状況について注視していくこととする旨結論づけさせてい ただいております。

また、なお書きで、本年6月に道路法等の一部を改正する法律が成立いたしまして、 公布から3カ月以内に施行される予定となっております。今後、同法が施行されると、 防災上重要な経路を構成する道路の無電柱化が促進されることになっておりまして、そ うしますと電柱・管路の貸与状況に影響が出てきますので、そういった影響についても 注視していく必要があるということを書かせていただいております。

以上でご報告を終わらせていただきたいと思います。

○山内部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見あるいはご質問等ございましたら、 ご発言願いたいと思います。いかがでございましょうか。

- ○相田部会長代理 よろしゅうございますか。
- ○山内部会長 どうぞ。
- ○相田部会長代理 今回、鉄塔の拒否事由のところにガイドライン第3条第1項第9号 の公共事業の遂行に支障がある場合というのが結構多いようなのですが、これは具体的 にどのようなケースがあるのかおわかりでしたら教えていただきたいのが1点。それか

- ら、資料12ページの設備保有者からの意見の鉄塔のところに、「賃貸を専らの目的で 建設し保有している鉄塔についてはガイドラインの適用対象から外してほしい」とある のですが、どういった理由でこれを適用から外してほしいと言ってきているのか、この 2点をお願いできますでしょうか。
- ○柴崎事業政策課企画官 すみません。今おっしゃった鉄塔の関係につきましては、まだ詳細のデータを把握しておりませんので、ヒアリングを通じて把握していきたいと思っております。
- ○相田部会長代理 わかりました。
- ○山内部会長 では、また追ってご連絡ということでよろしくお願いします。 どうぞ。
- ○谷川委員 私、初めてこの電柱の統計があることを知ったのですけれども、ガイドラインの目的が、円滑にこの活用を促進するということがベースにあると思うのですが、 拒否事由がどんどん減少してあるレベルまで到達すると、このガイドラインというものは、あと放っておいて動かしていくようなことを想定されているのでしょうか。それとも、ガイドラインが存続するからある種の抑制効果が効いて電柱などの利用がうまくいくという考え方に立つのでしょうか。
- ○柴崎事業政策課企画官 今、委員のおっしゃった意見といたしましては、後者のように考えております。貸し手の設備保有事業者と借り手の関係につきましては、圧倒的に貸し手側の交渉力が強く、こういった行政からの実態調査を通じて、拒否に対する抑制効果やあるいは利用交渉を促進するといったことが機能していると考えておりますので、当分この調査は続けて参りたいと考えております。
- ○谷川委員 ありがとうございます。
- ○山内部会長 よろしいですか。どうぞ。
- ○斎藤委員 最後に道路法の一部改正が見込まれていて、それによって大分事情が変わりそうだということが書かれています。現在のところでは、電柱の地中化計画で断られたのは8件ということですけれども、これが大量になると、事業者側でいろいろ営業に支障が出る可能性があるのでしょうか。どのくらいのインパクトをお考えなのか、もしおわかりでしたら教えていただけますか。
- ○柴崎事業政策課企画官 ご指摘のとおり、今のところ地中化の影響というものは見て

いないわけでありますけれども、こういった法律が施行されると、大きなインパクトになる可能性はあると考えておりますが、それがどの程度となるかということは現時点では定量的には測定できておりません。補足いたしますと、こちらの防災上重要な経路を構成する道路でございますけれども、これはいわゆる東日本大震災を受けまして、改善が必要ということで、こういった法律が定められたというものでございまして、この無電柱化がどのレベルで進んでいくかということも含めて、この影響を注視していくという状況でございます。

- ○斎藤委員 一時的に大量の事象が出てきた場合には、かなり深刻な影響になる可能性 もあるので、ある程度の交通整理というか、何かガイドラインというものが必要なので はないかと思いますが、いかがでしょうか。
- ○柴崎事業政策課企画官 おっしゃるとおりでございまして、いきなりガイドライン改正ということではなく、その前段階としての実態調査を25年度におきましても実施する予定でおります。こういった法律改正に伴った大きな影響が出る可能性もあるわけでございますので、そういったものを調査項目の中で取り上げて、その影響を見て、ガイドラインの改正が必要であるかどうかということをご相談してまいりたいと思っております。
- ○斎藤委員 ありがとうございます。
- ○相田部会長代理 ちょっと関連してよろしいですか。
- ○山内部会長 どうぞ。
- ○相田部会長代理 電線を地中化した後にどうなるかということなんですけれども、多分、電線共同溝のような公の設備を使わせてもらうことになるんだと思うのですが、そういう公の設備を通信事業者等が使わせてもらおうとしたときに、設備に空きがなくて使うことができないようなケースがあるかどうかという調査はされているのでしょうか。
- ○柴崎事業政策課企画官 共同溝に関する調査は実施しておりません。
- ○相田部会長代理 ですから、そういう事業者間の貸し借りについてはこのガイドラインに沿って調査がされているわけですけれども、今後電線の地中化がどんどん進んでいくとすると、そういう公共機関の管路等と電線共同溝の使用が多分メインになると思うのですが、いざ借りようとしたときに設備に空きがなくて借りられなかったということになると、じゃあどうするかという話になるので、そういうものも少し調査の中に含めていかないといけないのではないかと思いましたので、参考にしてください。

- ○柴崎事業政策課企画官 ご指摘を踏まえて調査内容等を検討したいと思います。
- ○山内部会長 ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょう。よろしゅうございますか。

それでは、今委員の方からご意見を伺ったところ、情報の収集、調査内容、こういった点について何点かご指摘いただきました。これは報告事項でございますので、ここで決議することではございませんが、事務局におかれましては、そういった点にご協力といいますかご注意を払っていただきたいということで、私のほうからお願いしたいと思います。

閉 会

- ○山内部会長 よろしければ以上で本日の議題は終了ということにさせていただきますが、その他、特段何かご発言ございますか。あるいは事務局のほうから何かご連絡等ございますか。
- ○松村管理室長 事務局からはございません。
- ○山内部会長 よろしゅうございますか。

それでは、ありがとうございました。以上で本日の議題を終了とさせていただきます。 次回の電気通信事業政策部会につきましては、別途決まり次第、事務局からご連絡をい ただきたいと思います。

以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。